クーリング・オフに関する事項

役務提供者の 名称・ 住所・ 電話番号・ 代表者の 氏名	[小売電気事業者] 須賀川瓦斯株式会社 [住 所] 福島県須賀川市卸町44 【お電話での問合わせ先】 版:0248-75-2188 代表取締役社長 橋本 直子
担当者の氏名	折笠 具宏
締結日	令和 年 月 日
役務の種類	・電気の供給(低圧電灯・低圧電力)
契約種別	・契約種別は、以下のとおりといたします。料金表は別表をご参照ください。 従量電灯B A ・ 従量電灯C kVA ・ 低圧電力 kW
電気料金	・電気料金は、基本料金、電力量料金(燃料費調整額を含みます。)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1月として算定いたします。ただし、電気の需給を開始した場合や需給契約の消滅または変更を行った場合は、日割計算をいたします。
役務提供 時期 (需給開始日)	令和 年 月の検針日
契約期間	・契約成立の日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、契約期間満了日 に先だって解約の申し出がない場合は、同一条件で契約が更新されます。
料金支払方 法・支払時期	・支払方法 ロ座振替 ・ クレジット ・ お振込 ・ その他 ・支払時期 検針日の属する月の翌月の日で、別途当社がお客さまにお知らせする日(ただし、 その日が休日の場合は、翌日以降の休日以外の日)
解除に関する事項	 ・当社は、お客さまが、①送配電事業者により、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合、②料金の支払期日を 20 日経過してなお支払われない場合、③他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を 20 日経過してなお支払われない場合、③体契約によって支払うこととなった工事費等を支払われない場合、⑤本契約の条項に違反した場合、⑥差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合、⑦破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合は、本契約を解除することがあります。 ・お客さまは、当社が、①本契約の条項に違反した場合、②差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合、③破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てをなした場合は、本契約を解除することができます。 ・お客さまが契約の解約を希望される場合は、当社に本契約を解約する旨を、解約希目とともに書面により通知(ウェブサイトを通じて行う方法等電磁的方法によるもを含みます。)ください。 ・お客さまが他の小売電気事業者に供給の変更を希望される場合は、新たに希望される小売電気事業者に供給の変更を希望される場合は、新たに希望される小売電気事業者に供給の変更を希望される場合で、当社が送配電事業者との接続供給契約に基づいて当該送配電事業者から料金および工事

費等の精算を求められた場合には、お客さまにその精算金を負担していただきます。

【クーリング・オフのお知らせ】

- 1. お客さまが訪問販売又は電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回又は契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、お客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
- 2. この場合、お客さまは、
 - ① 損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他の金銭の支払いを請求されることはありません。
 - ③ すでに当該契約に関連して金銭(対価の一部又は全部等)を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、又は事業者が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフに関する事項

■料金表(料金単価には消費税相当額を含みます)

従量電灯B

1. 基本料金

契約電流	基本料金
10A	330 円
20A	660 円
30A	990 円
40A	1320 円
50A	1650 円
60A	1980 円

2. 電力量料金

< 10A >

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	22.42 円
121~300kWh	24. 33 円
301∼400kWh	25.70 円
401kWh 以上	26.87 円

< 20A >

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	20.72 円
121~300kWh	24.33 円
301∼400kWh	25.70 円
401kWh 以上	26.87 円

< 30 A >

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	19.04 円
121∼300kWh	24. 27 円
301∼400kWh	24. 27 円
401kWh 以上	26.87 円

<40A>

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	18.58 円
121∼300kWh	24.48 円
301∼400kWh	24.48 円
401kWh 以上	26. 97 円

<50A>

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	18.07 円
121∼300kWh	24.68 円
301∼400kWh	24.68 円
401kWh 以上	27.07 円

<60A>

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	17.56 円
121~300kWh	24.68 円
301∼400kWh	25. 29 円
401kWh 以上	27.07 円

従量電灯C

1. 基本慮金

契約容量	基本料金
1kVA あたり	330 円

2. 電力量料金

最初の 120 キロワット時まで 1 キロワット時につき	17.56 円
121∼300 kWh	24.68 円
301∼400 kWh	25. 29 円
401kWh 以上	27.07 円

低圧動力

1. 基本慮金

[契約電力/契約容量/契約電流]	基本料金
1kW あたり	935 円

2. 電力量料金

夏季単価	21.04 円
その他季	19.59 円

クーリング・オフに関する事項

■燃料調整費と再生可能エネルギー発電促進賦課金について■

【燃料費調整制度】

当社は、発電に使う原油・液化天然ガス (LNG)・石炭の燃料価格が為替レートや市場の動きに変動するため、月々の電気料金に反映させる制度 (燃料費調整制度) を採用しています。

- 1. 燃料費調整制度の仕組み
- ・原油・LNG・石炭それぞれの3ヶ月間の貿易統計価格にもとづき、毎月平均燃料価格を算定します。
- ・算定された平均燃料価格(実績)と、基準燃料価格(31,400円/k1)との比較による差分にもとづき、燃料費調整単価を算定し、電気料金に反映します。
- 2. 燃料費調整単価 (銭/kWh) の算定方法
- (1) 平均燃料価格が、31,400円/k1を上回る場合 (プラス調整) 燃料費調整単価= (平均燃料価格-31,400円) × 基準単価/1,000
- (2) 平均燃料価格が、31,400円/klを下回る場合(マイナス調整) 燃料費調整単価=(31,400円-平均燃料価格)× 基準単価/1,000
- (3) 毎月の平均燃料価格

平均燃料価格=A×0.1152+B×0.2714+C×0.7386

A=3 か月間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=3 か月間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=3 か月間おける1トン当たりの平均石炭価格

3. 平均燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、下記表の反映時期の月分の電気料金に反映します。

1万の电が付並に及めしよう。	
平均燃料価格算定期間	反映時期
毎年1月1日~3月31日	6月分の電気料金
毎年2月1日~4月30日	7月分の電気料金
毎年3月1日~5月31日	8月分の電気料金
毎年4月1日~6月30日	9月分の電気料金
毎年5月1日~7月31日	10月分の電気料金
毎年6月1日~8月31日	11月分の電気料金
毎年7月1日~9月30日	12月分の電気料金
毎年8月1日~10月31日	翌年1月分の電気料金
毎年9月1日~11月30日	翌年2月分の電気料金
毎年 10 月 1 日~12 月 31 日	翌年3月分の電気料金
毎年11月1日~翌年の1月31日	翌年4月分の電気料金
毎年12月1日~翌年の2月末日	翌年5月分の電気料金

4. 基準単価

0.221円(基準単価には消費税相当額を含みます。)

【再生可能エネルギー発電促進賦課金】

- 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
- 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその 1 月の使用電力量 の合計電力量とします。
- 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の6月分の電気料金として請求をする4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
- 4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2.の使用電力量に 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。
- 5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置として、再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記に拘らず、上記4.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとします。なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。